

徳島地域留学生交流推進協議会運営委員会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、徳島地域留学生交流推進協議会要項（以下「協議会要項」という。）第7条第2項の規定に基づき、徳島地域留学生交流推進協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 運営委員会は、協議会要項第2条に規定する事項を達成するために必要な具体的方策や専門的事項等について協議する。

(構成)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

協議会要項第3条第1項の団体等から推薦された者 若干人

2 前項の委員は、協議会の議長が委嘱する。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、徳島大学副学長（国際交流担当）をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させることができる。

(事務)

第6条 運営委員会の事務は、徳島大学学務部国際課において行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成2年12月3日から実施する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。